

合併推進協議会だより



第4号

発行責任者 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011



合併推進協議会の状況

三月十一日（火）第9回阿蘇中部4町村合併推進協議会が、一の宮町就業改善センターで開催されました。会議は、河崎敦夫協議会会長を議長として提案された7議案が審議されましたが、4議案が承認され、3議案が継続調整となりました。

なお、前回承認された「新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会」については、構成員を町村の推薦に基づき会長が指名し、各町村から3名、計12名が承認されました。

今回の協議会の審議事項及び次回提案の事項は次のとおりです。

第9回協議会 三月十一日(火)

場 所

一の宮町／就業改善センター会議室

協議事項

○小委員会の設置について

「新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会」について、各町村から推薦された三名ずつ、計十二名の委員が承認されました。

○協議第十四号の二 納税組合・各種奨励金の取扱いについて(継続)

全期前納報奨金制度を存続させるか、廃止するかについて意見が分かれ、後日再協議することとされました。

○協議第十五号 姉妹都市の取扱いについて(継続)

姉妹都市については、前回一度白紙にもどしてはどうかという意見が出され継続協議となりましたが、清算するものや存続させるものを調整したうえで、新市において新たに存続について検討することとすることで承認されました。

○協議第十六号 国際交流事業の取扱いについて(継続)

国際交流事業も、姉妹都市と同じく新市において新たに存続について協議することとされましたが、児童生徒を対象とした交流事業について

は、新市においても事業を実施することとすることで承認されました。

○協議第十八号 新市建設計画(将来ビジョン)について

原案どおり承認されました。この将来ビジョン(骨子)は、各家庭に配布させていただきます。

○協議第十九号 投票区の見直し・開票所の選定について

関係委員会と協議をしたうえで調整したいという意見が出され、継続協議となりました。

○協議第二十号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

各町村の農業委員会正・副会長会議で再度協議いただいたうえで決定したいという意見が出され、継続協議となりました。

○協議第二十一号 学校教育関係の取扱いについて

原案どおり承認されました。
提案事項

①財産及び債務の取扱いについて
財産及び債務の取扱いのうち、財産区や公有財産の取扱いについて次のように提案しています。

財産区は、市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体ですが、合併の趣旨から新しい財産区は設置せず、一の宮町の既存の財産

区についてはそのまま新市に引き継ぐことで提案しています。

部落有林等(純部落有林を除く。)で各町村の権利義務に関わるものについては、実態を調査したうえで新市に引き継ぎます。

公有財産についても新市に引き継ぎますが、山林・原野については、その保全に努めることとし、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の慣行を適用し新市に引き継ぐことで提案しています。

②一般職員の身分の取扱いについて

一般職員の身分については、合併特例法第九条の規定に基づき新市に引き継ぐこととしています。職員の

給与や職の設置等については合併までに調整を行いながら、統一を図る予定です。

職員の条例定数は現在4町村で六三七人ですが、行財政の効率化等により職員実数は五六三人(△七四人)におさえられています。合併時の職員定数については、合併時の職員実数とすることとし、合併後はさらに、定員モデルや類似団体等を目標としながら定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めていくことにしています。

③特別職等の身分の取扱いについて

三役及び教育長、議会、教育委員会等の各種委員会委員の人数、任期



等については、各法令の定めるところによるものとしています。合併により現在より人数が減りますが、合併時の給与・報酬につきましては、活動の幅も広がり責任も重くなってくることから、4町村の中で最も高い町村の例により支給（現在三万人規模の類似の市と比較した場合、安くなります。）することと提案しています。

その他の非常勤の特別職については、合併直前の制度をもとに合併時に調整することとしています。

④事務機構及び組織の取扱いについて

新市の組織については、住民サービスが低下しないように十分配慮しながら「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備を行っていくということで提案しています。

⑤消防団の取扱いについて

4町村の消防団は合併時に統合し、消防団組織については合併までに再編する。消防団の団員定数は、合併直前の定数を新市に引き継ぐということで提案しています。

今後、消防団の団長さん方と連携をとりながら、具体的調整を進めていく予定です。

⑥人権教育・同和対策事業の取扱いについて

人権教育・同和対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き取り組んでいくこととしています。

⑦保育事業の取扱いについて

保育料の階層区分については、国の基準を参考に統一するものとし、徴収金の基準額についても、合併までに統一にむけ調整していくということで提案しています。

公立保育所の開所時間については、現在七時半から八時半からになっていますが、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮したうえで実施することとしています。

⑧その他の福祉事業の取扱いについて（社会福祉協議会等）

社会福祉協議会は、合併時に統合するということで提案しています。現在4町村それぞれに社会福祉協議会が設置されていますが、統合に当たっては、各町村の社会福祉協議会からなる社会福祉協議会合併協議会を設置していただき、内容について詳細協議をしていただいたうえで、調整していく予定です。

合併時の民生委員や児童委員についてはその職務の重要性から、在任期間を有する委員（合併時の旧町村の全委員）で構成することで提案しています。

⑧ー2 その他の福祉事業の取扱いについて（敬老会等）

現在各町村において敬老会が実施されていますが、敬老会については、新市においても引き続き実施することとしています。なお、具体的内容については新市において調整する予定です。

老人クラブの助成金についても、新市で補助基準を新たに設定して支給する予定です。

以上、次回協議予定の九項目について事務局から事前説明を行いました。四月八日の協議会において具体的な協議が行われる予定です。

今回の協議において

確認された事項

協議第十五号 姉妹都市の取扱いについて

姉妹都市については、新市において新たに存続について検討する。

協議第十六号 国際交流事業の取扱いについて

国際交流事業については、新市において新たに存続について協議する。

ただし、児童生徒を対象とした

交流事業については、新市においても実施するものとする。

国内交流事業については、国際交流事業の取扱いに準じる。

協議第十八号 新市建設計画について

新市の将来ビジョン（骨子）は、別紙のとおりとする。

協議第二十一号 学校教育関係の取扱いについて

①学校の統廃合については、新市において児童生徒数の推移により、必要に応じ計画的に実施を行う。

②特殊学級の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

③学校の施設整備については、新市において学校施設整備計画を策定し、計画に沿って整備を行う。

④新市において基金を創設し、高校、大学（短大）、専修学校の学生・生徒を対象とする奨学金制度を設立する。

⑤学校給食費については当面現行どおりとし、合併後、新市において調整・検討し統一化を図る。

⑥給食センターの取扱いについては当面現行どおりとし、新市において管理・運営を検討する。

⑦給食費の会計及び徴収方法については、合併後、新市において検討する。

平成十五年三月十一日確認

いま何故合併か？

市町村行政を取り巻く環境の変化

前回は地方分権一括法の施行に伴い、市町村もそれに対応できる行財政力向上の必要性を紹介しました。現在の市町村は昭和二十八年から三十一年にかけて行われた合併で、あれから四十年以上経過してまいりました。その後の交通事情の変化、通信の発達あるいは経済環境の変化など、いろんなものを考えますと、今日では実情に合わなくなっているところが沢山あるようになりました。

また、市町村行政を取り巻く情勢も大きく変わってきました。まず人口の動態が一番変わりました。

全国的に少子化、高齢化が非常に進んでおります。先日厚生労働省の社会保障人口問題研究所が、わが国の人口の将来推計を発表いたしておりますが、日本の総人口は西暦二〇〇六年をピークとし、そ

れから急速に減っていく、それで今世紀末には、今の一億二千七百万人程度の人口が六千四百万人、今の半分になってしまふことを指摘しております。人口減少の一番の原因は、子供の生まれる数が少ないことであります。長期的には日本の出生率は一・三九人であると推計では発表しています。その一・三九人で計算しますと、総人口が減少するだけでなく六十五歳以上の高齢人口の比率は急速に上昇していくことになります。高齢人口の増加は、国政の場においても大変頭の痛い問題ですが、自治行政の面でも直接影響が出てくる大きな問題となります。

人口が減ってしまう、しかも若者が少なくお年寄りが増えてしまふということになれば、その対応として市町村はやっていけるのだ

ろうか。市町村は、各地域ごとの人口がどのようになるかおよそ推計がつかますから、そういうことを考慮して、将来耐えられるような市町村の行政単位を、今から考えていく必要があると思います。

また、人口問題以外にＩＴ革命に関する行政態様の変化があります。近年急速に電算機器による事務体制になってきましたが、国はさらに電子政府なるものを目指しております。これに応じて地方自治体も電子自治体に切り替え、いろんな行政の処理がインターネットでできるように変えていこうという流れを加速しています。

このようなＩＴ革命などによる行政の変化ということを考えても、小さな町村単位ではこれへの対応がおぼつかないことなども、合併を考える一つの要因となっています。



阿蘇中部4町村の人口の推計

※町村の将来人口（2000～2030年）

	1995年 平成7	2000年 平成12	2005年 平成17	2010年 平成22	2015年 平成27	2020年 平成32	2025年 平成37	2030年 平成42
一の宮町	10,315	10,054	9,664	9,224	8,717	8,146	7,577	7,016
阿蘇町	19,190	18,667	18,012	17,208	16,259	15,236	14,158	13,069
産山村	1,885	1,824	1,752	1,658	1,551	1,439	1,326	1,215
波野村	1,823	1,736	1,637	1,539	1,433	1,319	1,211	1,112
4町村計	33,213	32,285	31,065	29,629	27,960	26,140	24,272	22,412

阿蘇中部4町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第9回協議会までに提案、承認された事項

区 分	番 号	項 目	提 案	承 認
基本的事項	1	合併の方式	○	○
	2	合併の期日	○	○
	3	新市の名称		
	4	新市の事務所の位置	○	
	5	財産及び債務の取扱い		
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市建設計画（ビジョン）	○	○
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	
	9	地方税の取扱い	○	
	10	一般職員の身分の取扱い		
その他の必要な協議事項	11	特別職等の身分の取扱い	○	○
	12	条例、規則等の取扱い		
	13	事務機構及び組織の取扱い		
	14	一部事務組合の取扱い		
	15	使用料、手数料等の取扱い		
	16	公共的団体等の取扱い		
	17	補助金・交付金等の取扱い		
	18	町・村・字名の取扱い		
	19	慣行の取扱い		
	20	国民健康保険の取扱い	○	
	21	介護保険の取扱い		
	22	消防団の取扱い		
	23	行政区の取扱い		
	24	姉妹都市の取扱い	○	○
	25	国際交流事業の取扱い	○	○
	26	電算システム事業の取扱い	○	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○	○
	28	防災関係事業の取扱い		
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い		
	30	保健衛生関係事業の取扱い		
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○	○
	32	障害者福祉事業の取扱い		
	33	高齢者福祉事業の取扱い		
	34	児童福祉事業の取扱い		
	35	保育事業の取扱い		
	36	その他の福祉事業の取扱い		
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い		
	38	環境対策事業の取扱い		
	39	農林水産関係事業の取扱い		
	40	商工観光関係事業の取扱い		
	41	建設関係事業の取扱い		
	42	上・下水道事業の取扱い		
	43	学校教育関係の取扱い	○	○
	44	社会教育関係の取扱い		
	45	その他の事業の取扱い		

これまでの経過

2月14日 第十回厚生部会（合併推進協議会事務局）	2月14日～3月11日	2月25日 第九回電算分科会（一の宮町役場）	2月28日 第十三回建設部会（合併推進協議会事務局）
2月18日 第十二回建設部会（合併推進協議会事務局）		2月26日 第十四回総務部会（合併推進協議会事務局）	3月4日 第四回国保分科会（合併推進協議会事務局）
2月19日 第十三回総務部会（合併推進協議会事務局）		2月26日 第十四回企画部会（合併推進協議会事務局）	3月5日 第十回町村長会（合併推進協議会事務局）
2月20日 第十一回厚生部会（合併推進協議会事務局）		2月27日 第十二回文教部会（合併推進協議会事務局）	3月11日 第九回阿蘇中部4町村合併推進協議会（就業改善センター）



次回協議会開催日

一の宮町就業改善センター

時間／午後一時三十分からの予定です。

毎月第二火曜日の午後一時三十分

十分開会を原則としていますが
変更するときもあります。

傍聴等を希望される場合は、事務局又は町村役場にお問い合わせください。

合併事務局 三五―四〇二

合併後